平成２２年（フ）第９４８８号
東京都江東区冬木５－５－203
債務者　東嶋準一郎
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４９１号
東京都練馬区高野台１丁目23―20―307
債務者　渡邉千香子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９５号
神奈川県藤沢市渡内２丁目15番20号　ハイツサンライズ103
債務者　谷野　　隆
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２９９号
神奈川県鎌倉市岡本１丁目19番３―506号
債務者　村越　侯二
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４２４号
横浜市神奈川区白幡仲町11番16号　大西ハイツ202号
債務者　小宮　正義
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４２５号
横浜市港北区高田西２丁目10番２号　ＴＪＰ高田Ｂ101
債務者　田中　綾美（旧姓居川）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４３３号
横浜市西区北軽井沢８番地２　ライオンズマンション三ツ沢公園109号
債務者　秋元　未来（旧姓安東）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４４号
相模原市中央区相生２丁目８番６―101号
債務者　村上　　靖
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２４７号
相模原市南区相模台２丁目33番16号
債務者　鵜飼　完治
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２６８号
相模原市中央区上溝７丁目３番23号　メゾンＳビル201
債務者　堀越　正代
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２７０号
相模原市緑区東橋本３丁目18番４号
債務者　小野寺利光
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７７７号
京都市南区久世中久世町１丁目132番地
債務者　髙橋　義治
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後４時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９８２号
横浜市金沢区富岡西７丁目22番６―405号
債務者　池端　勇次
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２５８号
神奈川県大和市鶴間１丁目19番21号　コーポエイアールジー202号
債務者　近藤　勝重
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５３号
相模原市南区上鶴間本町３丁目１番１号　プラザMM305号室
債務者　髙道　沙織
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月29日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部